

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】2
- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（2件）【環境局循環社会推進部施設課】5

◇ 公 告

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター】7

◇ 交 通 局

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【交通局営業推進課】10
- 保険契約に係る一般競争入札の公告【交通局営業推進課】13

北九州市告示第45号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月17日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して3月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和7年1月9日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
門司区自転車放置禁止区域外	3台	令和7年1月16日	
J R 小倉駅周辺地区自転	6台	令和7年1	

車放置禁止区域		月 1 5 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 7 年 1 月 2 7 日	
J R 西小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4 台	令和 7 年 1 月 2 3 日	
小倉北区自転車放置禁止 区域外	2 台	令和 7 年 1 月 7 日	
	2 台	令和 7 年 1 月 8 日	
	3 台	令和 7 年 1 月 1 4 日	
	2 台	令和 7 年 1 月 2 4 日	
	4 台	令和 7 年 1 月 2 8 日	
	1 台	令和 7 年 1 月 3 0 日	
小倉南区自転車放置禁止 区域外	3 台	令和 7 年 1 月 7 日	
	3 台	令和 7 年 1 月 8 日	
	3 台	令和 7 年 1 月 1 6 日	
	1 台	令和 7 年 1 月 2 0 日	
	4 台	令和 7 年 1 月 2 1 日	
	1 台	令和 7 年 1 月 2 3 日	
	4 台	令和 7 年 1 月 2 7 日	
	3 台	令和 7 年 1 月 2 9 日	

若松区自転車放置禁止区域外	3台	令和7年1月14日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
	2台	令和7年1月22日	
JRスペースワールド駅周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和7年1月21日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
八幡東区自転車放置禁止区域外	3台	令和7年1月7日	
	1台	令和7年1月16日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	令和7年1月27日	
	JR折尾駅前周辺地区自転車放置禁止区域	2台	令和7年1月17日
4台		令和7年1月29日	
八幡西区自転車放置禁止区域外	1台	令和7年1月6日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
	1台	令和7年1月14日	
JR九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	10台	令和7年1月24日	北九州市戸畑区三六町13番 三六自転車保管所
JR戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	令和7年1月16日	
戸畑区自転車放置禁止区域外	3台	令和7年1月8日	
	2台	令和7年1月24日	

北九州市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市新門司工場におけるごみ処理手数料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月17日

北九州市長 武内和久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市 新門司工 場	株式会社サ ステック	福岡市中央 区高砂二丁 目11番1 1号	令和7年 2月7日	令和7年 2月7日	令和7年4 月1日から 令和10年 3月31日 まで

北九州市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市皇后崎工場におけるごみ処理手数料の徴収について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月17日

北九州市長 武内和久

施設の名 称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市 皇后崎工 場	テスコ株式 会社	東京都千代 田区西神田 一丁目4番 5号	令和7年 2月7日	令和7年 2月7日	令和7年4 月1日から 令和10年 3月31日 まで

北九州市公告第107号

一般競争入札により、令和7年度夜間・休日急患センター等医療事務業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月17日

北九州市長 武内和久

1 契約内容

- (1) 業務名 令和7年度夜間・休日急患センター等医療事務業務
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札を行おうとする委託契約又は類似する業務について、この公告の日前2年間に、病院又は一般診療所から受託した実績があること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
北九州市総合保健福祉センター1階
北九州市保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター
 - イ 日時 この公告の日から令和7年2月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出等 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年2月28日午後5時まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書及び前項第4号に規定する実績を確認できる資料（実績を明記し、当該実績の履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付したもの）を北九州市保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センターに持参により提出しなければならない。

なお、競争入札参加資格の確認結果は、令和7年3月3日までにファックスで通知する。

(4) 入札説明会 入札説明会を行わない。

(5) 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。

なお、書面は、ファックスによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期限 令和7年3月5日午後4時30分までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、令和7年3月6日までにファックスで行う。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 日時 令和7年3月7日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター

〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号

北九州市総合保健福祉センター1階

電話 093-522-9999

FAX 093-522-0199

北九州市交通局公告第5号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月17日

北九州市交通局長 白石 基

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度旅客自動車清掃業務
- (2) 業務内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市交通局の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 有資格者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局営業推進課

イ 期間 この公告の日から令和7年2月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告の日から令和7年2月27日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- (5) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室
 - イ 日時 令和7年3月4日午前11時00分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局営業推進課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8410

北九州市交通局公告第6号

一般競争入札により、令和7年度北九州市交通局旅客自動車等の任意保険契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年2月17日

北九州市交通局長 白石 基

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 令和7年度北九州市交通局旅客自動車等の任意保険契約
- (2) 保険内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 保険期間 令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時まで
- (4) 履行場所 北九州市交通局の指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 有資格者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局営業推進課

イ 期間 この公告の日から令和7年2月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告の日から令和7年2月27日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和7年3月4日午後3時00分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 否

(6) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属す

る年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局営業推進課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8410